

## 『中企庁が事業承継5ヶ年計画 生前贈与後押しや補助金も』

中小企業庁は、今後5年間で30万超の経営者が70歳を迎える中、6割が後継者未定との現状を踏まえ、以下の支援策をまとめた「事業承継5ヶ年計画」を策定した。

- 1) 事業承継ネットワークを全国に展開し、5年で25～30万社の中小企業・小規模事業者にプッシュ型の事業承継診断を実施。地域の支援機関同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立させるとともに、支援を行う人材を育成する。
- 2) 生前贈与の税制優遇の強化、事業承継補助金（2億円）の新設を行う。資金繰りなど経営改善の早期段階からの取組、後継者による新機軸・業界転換等の経営革新、強みを発見できる事業計画作成を支援し、早期承継のインセンティブを強化する。
- 3) 人員、予算ともに事業引継ぎ支援センターの体制を強化して年間2千件のマッチング件数を目指す。DBの開示範囲を拡大するとともに、民間DBとの相互乗り入れを検討。情報インフラや統計データの整備、民間のM&Aプレイヤーの育成を通して小規模M&Aマーケットの形成を促す。
- 4) サプライチェーンと地域に重要な事業の継続のため、事業統合・共同化やMBOを促進するための制度的対応を行う。
- 5) 経営スキルの高い人材を、次期経営者候補やアドバイザーにできる環境の整備。

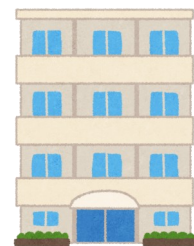


## 『ウィークリーマンションと消費税 一定の要件に該当すると課税取引』

会社の出張で従業員が利用するのはビジネスホテルが一般的だが、長期出張の場合はそれ以外の宿泊施設を利用するケースがある。ウィークリーマンション等に係る家賃については一定の要件に該当すると課税取引になる。

消費税法上、「住宅の貸付けは非課税」とされるが、(1)貸付期間が1ヵ月未満の場合、(2)旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合は、住宅の貸付けから除かれ課税とされる。ウィークリーマンションやマンスリーマンションを借りたケースでは、貸付期間が1ヵ月未満の場合は課税取引に該当することになるが、1ヵ月以上の場合には旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当するかどうかで、課税取引、非課税取引の判断が分かれてくる。ウィークリーマンション等は一般的には旅館業に該当することが多いようなので、その家賃はやはり課税取引になる。

しかし最近では、ウィークリーマンション等と言っても、様々な管理、経営形態等があり、上記(2)に規定する旅館業としての貸付けには該当せず、上記(1)の規定を基に1ヵ月未満の場合は課税取引、1ヵ月以上の場合には非課税取引としている施設もあるようだ。単純に名称だけで判断はできず、一般的には契約書や請求書等で消費税の有無は判断できることが多いと思われる。記載がない場合等は問い合わせるなど確認する必要がある。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com